

# 里山私有林保全事業補助金交付要綱

制定 令和5年3月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、里山私有林保全事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、萩市内の道路や建物等の公益性の高い場所付近において支障となる木々の処理、松枯れ等の枯損木の処理、病害虫等の被害拡大防止のため防除等を実施するために必要な経費の補助を行うことを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費、補助金額、事業実施主体等は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は前条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付された条件を補助金交付決定通知書（別記第2号様式）事業実施主体に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 事業実施主体は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内(市長が別に期間を定めたときは、その期間内)に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第8条 事業実施主体は、補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更

し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（軽微な変更の範囲）

第9条 前条ただし書の市長が定める軽微な変更は、別表1に定める重要な変更以外の変更とする。

（実績報告）

第10条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、実績報告書（別記第4号様式）を事業終了後30日以内又は3月31日のいずれか早い期日までに市長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、当該補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に補助金の額の確定通知書（別記第5号様式）を通知する。

（補助金の交付）

第12条 前条の額の確定の通知を受けた事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第13条 第6条の交付決定の通知を受けた事業実施主体は、補助金の概算払を請求しようとするときは、補助金概算払請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 市長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (5) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項による取消しをした場合には、速やかに事業実施主体に通知する。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該事業実施主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。ただし、補助金の交付の決定の取消しが、病気や災害等によるやむを得ない理由によるもので、これを市長が認める場合には、この限りではない。

2 市長は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、事業実施主体に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 事業実施主体は、補助金に係る関係書類を整備し、交付を受けた日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して、5年間これを保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度に係る事業から適用する。

## 別表 1

事業実施主体	森林所有者、地元団体等
対象経費	対象事業に要する委託費 ※ 消費税及び地方消費税を除く。
補助率（金額）	2/3 以内 ※ 1 者（団体）につき年間 50 万円を上限とする。 ※ 他の補助と合算して活用する場合は対象経費を超えないこと。
対象事業	原則、地域森林計画の対象となる森林で、公道や公共施設等の公共性の高い場所等において施設等に対して支障となっている樹木の処理及び枯死等の予防保全のために行われる下記作業・整備 倒木除去、土砂除去、伐採、伐根、運搬、処分、毎木調査、防除対策、事務手続 上記作業に付帯する整備（測量設計、法面保護、路網整備・補修等）
重要な変更	申請事業費の増額
備考	下記の場合は補助対象外とする。 ・森林所有者自ら作業を行う場合 ・再造林、下刈り、間伐（保育、搬出）、主伐等を目的として実施する場合

別記

第1号様式（第4条関係）

里山私有林保全事業補助金交付申請書

年 月 日

萩市長 あて

住 所

氏 名

年度里山私有林保全事業を下記のとおり実施したいので、里山私有林保全事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的

2 事業計画

別添のとおり（様式任意）

※ 委託先、見積金額、作業位置図、状況写真、作業期間、作業内容・公益性、森林所有者との同意等の必要な項目が記載されていること。

3 補助事業の経費の配分及び負担区分

（単位：円）

事業名	総事業費 (A+B+C)	負担区分		
		市A	事業実施主体B	その他C

4 既活用額 金 円

参考様式

事業計画書（記載例）

申請者 住 所  
氏 名

1 委託先

〇〇組合

2 見積金額

金 9 0 0 , 0 0 0 円（税抜）

3 作業位置図

別添のとおり

4 状況写真

別添のとおり

5 作業期間

1 0 月 上 旬 ～ 2 月 上 旬

6 作業内容・公共性について

学校周辺であり児童の通学路として利用している道路に支障となる木々があり通学に支障を来しているため除去を行う。

7 森林所有者との同意

別紙同意書のとおり。

8 その他

事業の実施に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、紛争及びその解決については一切の責任を申請者が負います。

様

萩市長

里山私有林保全事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった里山私有林保全事業補助金について里山私有林保全事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知する。

記

1. 交付決定額 金 円
2. 既活用額 金 円

交付決定額と既活用額の合計金額を上限500,000円とする。

第3号様式（第8条関係）

里山私有林保全事業補助金変更承認申請書

年 月 日

萩市長 あて

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありました里山私有林保全事業の実施については、下記のとおり変更したいので、里山私有林保全事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 変更事業計画  
別添のとおり（様式任意）
- 3 補助事業の経費の配分及び負担区分

（単位：円、上段：変更後・下段：変更前）

事業名	総事業費 (A+B+C)	負担区分		
		市A	事業実施主体B	その他C



第4号様式（第10条関係）

里山私有林保全事業補助金事業実績報告書

年 月 日

萩市長 あて

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき、下記のとおり事業を実施しましたので、里山私有林保全事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 事業実績  
別添のとおり（様式任意）
- 3 補助事業の経費の配分及び負担区分

（単位：円）

事業名	総事業費 (A+B+C)	負担区分		
		市A	事業実施主体B	その他C

様

萩市長

里山私有林保全事業補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった里山私有林保全事業補助金について里山私有林保全事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額の確定を決定したので通知する。

記

1. 交付確定額 金 円

第6号様式（第12条関係）

里山私有林保全事業補助金精算払請求書

年 月 日

萩市長 あて

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で確定通知のありました補助金について、里山私有林保全事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記により交付されるよう請求します。

記

(単位：円)

事業名	事業費	市費補助金 (確定額)	既受領額	今回請求額

(振込口座)

金融機関名： _____
支店名： _____
口座種類： _____ (普通口座等)
口座番号： _____
(フリガナ)： _____
口座名義： _____

第7号様式（第13条関係）

里山私有林保全事業補助金概算払請求書

年 月 日

萩市長 あて

住 所

氏 名

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のありました補助金について、里山私有林保全事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記により交付されるよう請求します。

記

(単位：円)

事業名	事業費	市費補助金	既受領額	今回請求額	残額

(振込口座)

金融機関名： _____
支 店 名： _____
口 座 種 類： _____ (普通口座等)
口 座 番 号： _____ (フリガナ)： _____
口 座 名 義： _____

別 表

事 業 名	補助金額 (円)	事 業 内 容
合 計		